

静岡県富士登山入山管理に関する調査業務委託 仕様書

1 背景・課題

富士山のオーバーツーリズムが問題となっており、本県においては、特に夜間弾丸登山や軽装登山対策、入山料等の利用者負担のあり方が課題となっている。

今夏から山梨県が条例の規制を実施しており、本県においても来夏に向けた対策の検討が急務であるが、本県は3つの登山ルートを有するため、それぞれの実状に応じた対策の検討が求められている。

2 業務の目的

地元関係者との協議を踏まえながら、来夏の入山管理の実施に関する調査検討を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 業務委託の内容

(1) 本県側における入山管理実施に向けた課題及び対応に関する調査

今後、登山規制の実施や入山料の徴収について検討するため、現地調査や閉山後に随時開催する関係者会議での議論等を踏まえながら次の項目について調査を行う。

① 登山ゲート及びリストバンド確認スタッフ用の哨舎の設置案の提示

- ・現地調査や関係者の意見を踏まえ、各登山口（富士宮、御殿場、須走）の五合目あるいは六合目において、24時間体制で許可証（リストバンド）の確認を行うことを想定し、ゲート及びスタッフ用の哨舎の設置案（設置位置、構造、概算費用等）を整理する。
- ・ゲート及び哨舎は、開山期間（例年7/10-9/10）のみ設置するものとする。

② 静岡県における入山管理の全体像の整理

- ・全体の運営コスト（概算）の算定
- ・来夏の入山管理の全体概要に係る周知用資料の企画・作成
観光事業者や一般登山者への配布を前提に、本県における来夏の富士登山のルール等を分かりやすく周知することを目的とするもの。

③ その他、関係者会議開催の運営に関する支援等

- ・上記①、②に関する会議説明用資料の作成
- ・会議で新たに生じた課題に関する調査

※関係者会議への参加については、初回（9月下旬に開催予定）のみ必須（オンラインでの参加も可）とする。以降の会議については、必要に応じ、県と調整の上、参加（オンライン可）するものとする。

※契約後、初回の関係者会議開催前に、議題や確認事項の整理等について、県と打合せを行うものとする。

5 採択後の想定スケジュール

令和6年9月中旬	事業者決定後打合せ・契約締結
	契約締結後速やかに、初回会議に向けた打合せを実施
令和7年3月31日	契約終期

6 事業完了の報告等

全ての業務終了後、速やかに委託業務一切を記録した事業完了報告書を提出すること。

7 秘密の遵守

受託者(退職者含む)は、個人情報保護法を遵守し、受託期間中ならびに受託期間終了後に関わらず、本業務において知りえた情報(周知の情報を除く)を、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。

8 再委託について

本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合は、書面にて委託者の事前承認を得ることとする。

また、受託者は本業務の契約に基づき受託者が負うものと同様の秘密保持義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

9 法令順守

受託者は、各種関係法令に準拠して実施するものとする。特に、個人情報並びにその他機密情報については、外部からの不正接続及び侵入、情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。

10 付記事項

- (1) 受託者は、委託者を支援するパートナー企業として、効果的・効率的な富士登山規制導入に向けて、委託者と一体となって検討・協議のうえ、決定した内容を確実に実施する。
- (2) 専任の担当者を配置し、委託者との打合せ等に担当者が出席をする。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、委託者から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣する。
- (3) 企画提案等の内容について、委託者と受託者との協議により修正できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議し、変更内容等について決定するものとする。
- (2) 受託者は、業務の目的、背景、課題を十分理解した上で、業務に精通した経験者を管理責任者に定め、適切かつ十分な人員を配置し業務を遂行すること。
- (3) 本業務の実施にあたって要する費用(人件費、諸手当、消耗品、通信運搬費等)はすべて受託者の負担とする。
- (4) 委託者からの改善要求に対して、指定した期限までに改善が見られない場合は、委託者は契約を解除することができる。
- (5) 成果品の権利の帰属については、すべて委託者に属するものとする。